

4. 地域支援事業について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合の地域支援事業実施上限の取扱いについて

- 平成24年度より、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援のための事業を総合的に行うことができる介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が施行される。
- 総合事業を実施する場合の地域支援事業の実施上限について、一定の要件（※）のもと、介護給付・予防給付見込額の1%を超えない範囲で弾力化することができるよう政令等を改正する予定である。
- 実施上限の弾力化は、個別協議により厚生労働大臣が認めた場合にのみ行うものとし、個別協議については、地域支援事業交付金の交付申請時に併せて行うこととする予定である。
(※) 一定の要件の具体的な内容については、別途連絡する予定。

〈具体的な弾力化の内容〉

- ① 地域支援事業全体の上限（3.0%）は超えないが、総合事業の上限（2.0%）を超える場合
 - ・・・厚生労働大臣の認定を受けた上で、地域支援事業全体の上限である3.0%の範囲内で、総合事業を実施できるようになる。（総合事業以外の事業の余剰分を総合事業に回すことができる。）
- ② 地域支援事業全体の上限（3.0%）を超えるが、総合事業の上限（2.0%）は超えない場合
 - ・・・地域支援事業全体の上限は、4.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする。
- ③ 地域支援事業全体の上限（3.0%）を超え、かつ、総合事業の上限（2.0%）も超える場合
 - ・・・地域支援事業全体の上限は、4.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、総合事業の上限は、3.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする。

(参考)

[地域支援事業の現行上限]

総枠：介護給付・予防給付見込額の3%

うち介護予防事業：介護給付・予防給付見込額の2%

うち介護予防事業以外：介護給付・予防給付見込額の2%

↓

[総合事業を実施する場合の最大上限]

総枠：介護給付・予防給付見込額の最大4%（要個別協議）

うち総合事業：介護給付・予防給付見込額の最大3%（要個別協議）

うち総合事業以外：介護給付・予防給付見込額の2%

(注) 総合事業以外の地域支援事業は、弾力化の対象とはならない。

(2) 地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針」(案)等の概要について

- 平成24年度より施行される総合事業について、平成24年2月1日時点における「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針」(案)（厚生労働大臣告示）の概要を、別紙のとおりお示しするので、参考にされたい。
- なお、「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」についても、併せて所要の改正を行うこととする。

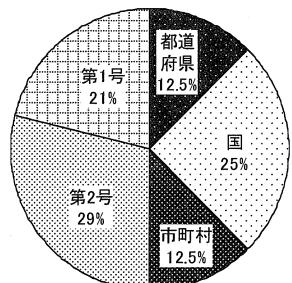
(3) 平成24年度における地域支援事業の財源構成について

- 既に各都道府県担当者を通じてお伝えしているところであるが、平成24年度から平成26年度までの第2号被保険者負担率が29%に変更されることに伴い、地域支援事業の財源構成が下記のとおり変更となることにご留意頂きたい。

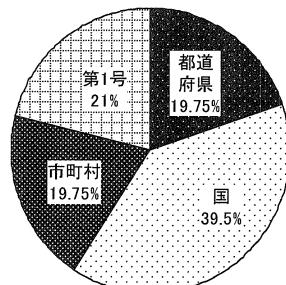
介護予防事業

又は

介護予防・日常生活支援総合事業



左記以外



(4) 会計検査院からの指摘の対応について

- 昨年度に引き続き、地域支援事業交付金の執行について会計検査院から下記のような指摘を受けたところであり、各都道府県においては、交付申請及び実績報告における書類審査を厳格に行うとともに、同様の指摘を受けることがないよう管内保険者に対し、更なる周知徹底をお願いする。

(指摘内容の具体例)

- ① 介護予防事業及び任意事業における配食サービスにおいて、
 - ・交付金の算定に当たり、本来利用者負担とすべき調理費及び食材料費の実費相当額分が含まれており、交付金が過大に交付されていた。
 - ・利用料減免等といった低所得者への配慮を行っている保険者において、当該低所得者を規定する文書上の根拠（取扱要綱等の作成が必要）が全く無いまま減免を行っており、交付金が過大に交付されていた。
- ② 包括的支援事業の交付金の算定に当たり、介護報酬で賄われるべき介護予防支援事業にかかる経費が含まれており、交付金が過大に交付されていた。

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針案等の概要

I. 趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第6項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針の制定等を行うもの。

II. 指針案等の概要

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する総則的な事項

(1) 目的

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う介護保険の第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者を対象として、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施する。

(2) 事業の構成

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者及び二次予防事業対象者（第一号被保険者のうち要介護者又は要支援者以外の者であって、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められるものをいう。以下同じ。）に係る事業並びに一次予防に係る事業により構成する。

(3) 実施主体、事業の実施等

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が実施主体となり、関係行政機関、関係団体、民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進する。
- 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうちケアマネジメントに係る事業については、市町村又は地域包括支援センターで実施する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（ケアマネジメントに係る事業を除く。）の実施に当たっては、市町村においては、サービスの提供等の具体的な事業の実施を、指定介護予防サービス事業者、介護保険の指定を受けていない事業者その他の民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努める必要がある。
- 委託を受けた者に対して支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定する。

(4) 事業の評価

- 介護予防・日常生活支援総合事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等に関する評価を実施

する。事業評価においては、事業の成果に係る評価を行うとともに、投入された資源量や事業量に係る評価及び事業の実施の過程に係る評価を行うものとする。

(5) 他の計画等との関係

- 介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村介護保険事業計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人福祉計画等との整合を十分に図るものとする。

(6) 利用料

- 市町村及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施について市町村から委託を受けた者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、二次予防事業対象者の把握に係る事業を除き、利用料を請求することができる。
- 利用料の額等の利用料に関する事項は、地域の実情に応じて、市町村において決定する。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定する。

2. 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業

(1) 基本的な考え方

- 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、きめ細やかに実施する。

(2) 事業の構成

- 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業、ケアマネジメントに係る事業、二次予防事業対象者の把握に係る事業及び評価に係る事業により構成する。

(3) 事業の対象者

- 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業及びケアマネジメントに係る事業（以下「予防サービスに係る事業等」という。）の対象者は、要支援者及び二次予防事業対象者とする。
- なお、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者は、介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者である要支援者及び二次予防事業対象者に限る。ただし、要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者でなくとも、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となる。

- 予防サービスに係る事業等の対象者となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、当該要支援者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定する。
- 二次予防事業対象者の把握に係る事業は、市町村の要介護者及び要支援者を除く第一号被保険者を対象に実施する。

(4) 各事業の内容

① 予防サービスに係る事業

- 予防サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス、通所型予防サービス等のうち市町村が定めるサービスを行う事業とする。
- 要支援者に対しては、訪問型予防サービス及び通所型予防サービス以外の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるサービスを行うことができる。
- 二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果を高める観点から、通所型予防サービスによって対応することを基本とする。一方、要介護状態等から改善した二次予防事業対象者であって、ケアマネジメントに基づき特に必要があると認められる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施する。

② 生活支援サービスに係る事業

- 生活支援サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものを実施する事業とする。
 - ① 栄養の改善を目的として、配食を行う事業
 - ② 要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業
 - ③ その他地域の実情に応じつつ、予防サービスに係る事業と一体的に行われることにより、介護予防及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業
- なお、③の事業において提供するサービスは、地域の実情に応じて、市町村において独自に定めるものであり、複数のサービスを実施することが可能である。

③ ケアマネジメントに係る事業

- ケアマネジメントに係る事業は、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。この③において同じ。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、

その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。

- このため、ケアマネジメントに係る事業の実施に当たっては、要支援者又は二次予防事業対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえたケアプランが作成され、当該ケアプランに基づいた事業の実施が必要であるとともに、事業実施後には、要支援者又は二次予防事業対象者の状況等の再評価が必要である。なお、二次予防事業対象者については、ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前及び実施後に、事業実施担当者と情報を共有することにより、ケアプランの作成に代えることができる。
- ケアマネジメントに当たっては、利用者自身による取組、地域住民等による支援等を積極的に位置づけるよう努めることとする。

④二次予防事業対象者の把握に係る事業

- 二次予防事業対象者の把握に係る事業については、市町村が、二次予防事業対象者を把握する事業とする。
- 二次予防事業対象者の把握に係る事業の実施に当たって、市町村は、全ての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握、要介護認定等に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努める。

⑤評価に係る事業

- 評価に係る事業は、1の(4)に基づき、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の実施状況等に関する評価を実施する事業とする。

3. 一次予防に係る事業

(1) 基本的な考え方

- 一次予防に係る事業は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

(2) 事業の対象者

- 一次予防に係る事業の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

(3) 事業の実施

- 一次予防に係る事業は、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。

なお、市町村においては、それぞれの地域で介護予防及び日常生活支援に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業との有機的な連携に努めることが必要である。

- ① 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するため、パンフレットの作成及び配布、講演会の開催等
- ② 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- ③ 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防・日常生活支援総合事業の実施の記録等を管理するための手帳等の配布
- ④ 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

4. 介護予防事業の円滑な実施を図るための指針の改正

- 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針の制定等に伴い、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成18年厚生労働省告示第316号）について、所要の改正を行う。

III. 告示日・適用日

告示日：3月中旬（予定）

適用日：平成24年4月1日